

自転車利用者のヘルメット着用努力義務について

愛知県立岡崎商業高等学校 生徒指導部

令和5年4月1日から改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になりました。愛知県では、既に令和3年10月より、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。登下校時だけでなく、家庭での自転車利用についてもヘルメット着用が努力義務となります。

本校ではヘルメット着用について、段階的な啓発指導をおこなっております。

愛知県警察HP参照

<https://www.pref.aichi.jp/police/koutsu/jitensha/bicycle-helmet.html>



岡崎市では全市民が対象となる「令和5年度自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金」が利用できます。

岡崎市HP参照

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1555/1593/p028689.html>



登下校の交通安全に関しては家庭でのご指導が不可欠です。よろしくお願いいたします。